最終更新日：2017年4月11日

日本エアーテック株式会社
代表取締役社長　平沢　真也
問合せ先：03-3872-9192
証券コード：6291
http;//www.airtech.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は世界に通用するクリーンエアーシステム技術を確立し、社会に貢献するという経営の基本方針の実現を目的としております。そのために適切な利益の安定確保に努め、収益の向上を図り、会社を発展させてまいります。生み出された利益は、株主、社員、協力会社、国、地方自治体、国際社会に還元すると共に、世界の繁栄に寄与してまいります。

当社における企業統治（コーポレートガバンス）に関する基本的な考え方は、上述した如く様々な利害関係者との関係における企業経営上の法令・倫理の厳守と透明性・公正性の向上、監視体制の強化及び仕組みの整備とこれらに必要な施策の機動的・効率的に実施することが最も重要な課題のひとつと位置づけ、組織・諸制度の改善・改革に取り組んでまいります。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名を含み監査役合計4名で構成され、毎月1回定期的に監査役会を開催しております。なお、当社と社外監査役の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係において、特筆すべき関係はありません。

当社は定期的に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、業務の執行を監督しております。取締役会には社外監査役を含む監査役も出席し、必要に応じて意見を述べ、公正・客観的な立場から厳正に取締役の職務執行を監査しております。また、必要に応じて取締役及び監査役を構成員とした臨時の取締役会または打合せ会を開催し、重要議案について随時事前協議を重ね、法令遵守（コンプライアンス）並びに迅速な意思決定を行い、効率的で迅速な業務執行を図っております。なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、現在のところその計画はありません。

内部監査室は全部署・事業所の内部監査及び調査を計画的に実施し、改善事項の指摘・指導を行っており、その内容は社長に報告されております。また、監査役は必要に応じて内部監査室と連携し、内部監査状況を監視できる実効性の高い体制としております。

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、その会計監査を受けている他、必要に応じて会計監査人と監査役会は意見交換を行っております。

株式公開企業として、株主・一般投資家への積極的な必要且つ十分な説明責任（アカウンタビリティー）が生ずる事は当然ですが、広く一般社会に対する説明責任も重要であるとの認識から、IR担当取締役管理本部長を選任し、広報窓口一元管理による情報の公平性を保つと共に、公開企業として要求される広報の水準向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】

当社は、招集通知を法令の定めに従って発送しており、また、東京証券取引所のTDnetサイト及び当社Webサイトに掲載しております。株主の皆様が総会議案に対し、十分に検討いただける期間を確保すべく早期発送や発送前通知の実施を検討してまいります。

【補充原則1-2-4】

当社株主における海外投資家比率は、現在5％未満と低いため、実施しておりません。その比率が増加した段階で、議決権の電子行使をするための環境作りや招集通知等の英訳を実施するかについての検討を進めてまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主様を議決権行使可能な株主としているため、信託銀行に代わって自ら議決権行使を行うことを認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則2-5-1】

当社は、内部通報に係る体制整備の一環として規程の定めにより、内部通報窓口責任者として総務部長としております。また、通報者の秘匿と不利益取り扱いの禁止について、適切に活用される体制を整備しております。社内の内部通報窓口に加えて、社外の窓口として、監査役を責任者とすることを検討してまいります。

【原則3-1】情報開示の充実

⑴ 経営理念・経営方針・経営目標

当社の企業理念は以下に示す如くです。

・株式会社本来の目的を達成する。（従業員、株主、関連会社及び社会貢献）

・顧客の要求に合った製品の開発を行う。

・技術の進歩は実験・研究を主とする経験から。

・人材の育成は創造、継続、忍耐を重点とする。

当社の経営方針は、上記経営理念に基づき、顧客ニーズに合致した新製品を連続的に創造していくことを第一としております。

当社は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営方針及び経営目標を策定しておりますが、市場動向の変化により、目標値に対し、実績値が異なる場合があるため、開示は行っておりません。

⑷ 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

取締役及び監査役候補の指名を行うに当っての方針・手続きについては、取締役会にて十分な協議、検討を重ねた上で、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分に考慮の上、取締役及び監査役として株主からの経営の委任に応え、その職責を全うできるバランスのとれた適任者を取締役及び監査役候補者として選任しております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。今後、取締役及び監査役候補の指名を行うに当っての方

針・手続きについて、社内で検討してまいります。
⑸役員人事の選任・指名の際の個々の候補者の説明
役員候補者を選任するに当っての理由を今後株主総会招集通知に開示していくことを検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社株主における海外投資家比率は現在5％未満と低いため本件は実施しておりません。今後その構成比率を勘案した上で、英語での情報開示・提供を検討してまいります。

【補充原則4-1-2】
当社は、市場環境が不確実であるため、対外的に公表できる形での中期経営計画を策定しておりません。今後、中期経営計画を策定し、その達成度を分析し、その分析結果を次期以降の計画に反映させていくことを検討してまいります。

【補充原則4-1-3】
当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者計画（プランニング）については具体的な形では行っておりません。今後、取締役会において最高経営責任者を含む取締役候補者の審議を行うなかで検討していく考えであり、その内容等については取締役会が適切に監督を行っていくこととします。なお、当社では、日常の企業活動や幹部社員に対する研修等を通じて、最高経営責任者ならびに経営陣の後継者育成に取り組んでおります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社は、社外取締役1名、社外監査役3名が在籍しており、いずれも東京証券取引所が定める独立役員として登録しております。社外取締役は企業経営の経験や知見を生かし、独自の視点から各取締役、監査役、経営陣等と自由闊達な意見交換を行っており、現段階においては、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて3名の独立社外監査役と共に、十分に経営の監視及び監督機能を果たしており、現時点では社外取締役を増員する必要はないと考えております。但し、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】
当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関は設置しておりません。取締役・監査役候補者の指名及び選任については、候補者の思想、実行力、創造力、人柄、愛社精神等を鑑み、社外取締役を含む取締役会にて十分な協議、検討を重ねた上で決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、現行の仕組みで充分に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3】
代表取締役は、社外取締役の意見を踏まえた上で各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行っておりますが、取締役会全体としての実効性の分析及び評価は行っておりません。なお、上記結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

【補充原則4-14-2】
当社では、社外役員に対して、就任時に当社の事業内容及び経営戦略等に関する説明を社内役員が実施し、社外役員の当社への理解度促進に努めております。今後は新任役員の他、重任役員につきましても、その役割を果ために不可欠な知識・能力について、定期的な研修を実施するとともに、適宜に外部機関による研修会等への参加を検討してまいります。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
⑶ 当社は、IR担当取締役管理本部長が株主・投資家・アナリストに対して、業績・市場動向を直接対話・説明をしておりますが、個別面談・直接対話以外の決算説明会等は実施しておりません。今後、市場あるいは会社規模拡大時には、年に1回の決算説明会を開催し、社長及びIR担当取締役が説明を行うことを検討致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
当社は、政策保有目的の株式の取得を行わないことを原則と致します。但し、例外として、経営上の合理的な目的に基づき保有する場合には、その目的に応じた保有であることを取締役会にて定期的に確認致します。政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、必要に応じて企業との対話を行い、株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使致します。

【原則1-7】
関連当事者間の取引が発生し、協業取引又は会社との自己取引・利益相反取引を行う場合、取締役会規程に基づき、事前に承認決議を経るとともにその取引につき重要な事実を取締役会に報告致します。また、管理本部長が年次で定期的に取引関係の有無について調査し、確認しております。なお、2016年度において、当社においては、協業取引または会社との自己取引・利益相反取引を取引を行った役員はおりませんでした。

【原則3-1】情報開示の充実
⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1.基本的な考え方」の欄に記載のとおりです。
⑶ 役員報酬の決定方針と手続き
社内役員の報酬については、役割及び業績を勘案し、基本報酬とストックオプションで構成されております。取締役の報酬については、社内規程に基づき、代表取締役が社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会に報酬案を提案し、株主総会で決議された範囲内で取締役会において決定しております。監査役の報酬は、社内規程及び監査役の協議により決定しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、管掌取締役及び本部長等の意志決定機関及び意志決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。取締役会は、経営の基本方針ならびに法令・定款により取締役会が決定すべき重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容及び範囲は取締役会規程に定めております。取締役会以外の意思決定及び業務執行については、職務権限規程に基づき、最善の意思決定を行っております。必要に応じて重要な業務の執行を各取締役をはじめとする経営陣に委任することで意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営を可能としております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、独立社外取締役候補者の選任にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に基づき選定しております。独立した立場から当社

の企業価値向上に資する発言を期待できる候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は全社経営方針及び重要事項を決定し、各事業活動を監督する機関としての役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成に関する考え方を以下の通り定めております。
取締役会は、取締役の員数を10名以内とし、専門性を備えたバランスのとれた構成としております。その考え方は、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しております。
当社は、監督機能の強化及び経営の透明性を確保する観点から、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与する資質を備えた、独立社外取締役を1名選任しております。

【補充原則4-11-2】
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り分け、兼任については合理的範囲に留めております。なお、その兼任状況は、毎年定時株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
⑴ 当社は、IR担当として取締役管理本部長を選任しており、当該取締役が株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制を統括しております。
⑵ 株主・投資家との対話においては、IR担当取締役管理本部長を窓口とし、個別取材を積極的に受けるとともに必要な情報収集が機動的に行えるよう企画室、経理部門等と連携を図っております。
⑷ 株主・投資家・アナリストとの対話内容については、IR担当取締役管理本部長を通じて必要に応じて取締役会に報告し、取締役や監査役との情報共有を図っております。
⑸ 株主・投資家・アナリストとの対話の際には、決算情報の漏洩を防止し、公正を確保するため、決算に係る問い合わせへの回答を控える等、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エアーテックアシスト株式会社	1,895,000	21.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	451,800	5.07
平沢　紘介	271,400	3.04
近藤　芳史	186,900	2.09
日本エアーテック株式会社(自己株式)	154,569	1.70
日本エアーテック従業員持株会	140,797	1.58
近藤　芳世	125,900	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	122,200	1.37
CGML PB CLIENT ACCOUNT/C OLLATERAL(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	122,200	1.37
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	119,800	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	12 月
業種 更新	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森嶋　正道	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森嶋　正道	○	元民間企業役員歴任、前当社社外監査役	会社経営者を歴任し、その経験と幅広い見識を当社経営に反映してもらう為

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している

定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は年間監査計画に基づき行った監査結果及び取締役会への出席などから得た結果を基に、日常の取締役の執行状況及び会計監査について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と定期的に少なくも年2回の意見交換を行っており、また、必要に応じ随時、意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
当社の内部監査室は社長直轄の独立した部門であります。内部監査は業績の向上、財産の保全・活用に資することはもちろんコンプライアンスの充実を目的として行っており、この目的を達成するために、内部監査室は年間計画に基づき、全部署の会計、業務、特命に関わる内部監査及び指導・助言を行っております。その内容は監査役から要請があれば提出し監査役からの助言・指導を得ており、必要に応じて内部監査状況を監査役立会いの下、行っており、常に相互で連携をとっております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平輪　政道	他の会社の出身者													○
山﨑　淳司	学者													○
佐藤　田鶴子	学者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平輪　政道	○	元民間企業役員、監査役歴任	役員、監査役の経験と見識を当社監査に反映してもらう為
山﨑　淳司	○	現大学教授	学者としての経験と幅広い知識を当社監査に反映してもらう為
佐藤　田鶴子	○	現大学名誉教授	学者としての経験と各種専門委員会における委員（医薬品・医療機器総合機構専門委員、中央社会保険医療協議会専門委員等）として、長い経験と幅広く、かつ専門的な知識を当社監査に反映してもらう為

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

インセンティブに関しては、取締役と従業員は一体であり、業績向上を目指し一丸となって取り組むことが当社の方針であります。従って、業績向上時には全従業員及び取締役に対し、賞与及びストックオプション制度にて利益を還元することを基本的な考えとしております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役7名、従業員87名（平成28年4月15日現在権利行使残人数）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬には年間報酬及び役員賞与が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役は定期的に毎月1回行われる定時取締役会に先立ち行われる社長を含む役員会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。
社外監査役は定期的に毎月1回行われる定時取締役会に先立ち行われる監査役会に出席し、取締役会に提出される資料全てを監査し、その後に行われる取締役会に出席し意見を述べております。社外監査役に対しては、常勤監査役の指示により内部監査室及び総務部が全面的にサポートしております。これら内部監査室員及び総務部員は監査役よりの命令事項に関しては取締役は一切関与できないことになっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・コーポレートガバナンスに関する現状の体制の概要及び現体制を採用している理由
当社は、監査役設置会社であります。経営管理体制としての監査役会は、常勤監査役1名 と社外監査役3名で構成されております。毎月1回定期的に行われる取締役会、役員会、 及び監査役会、臨時に行われる取締役会等に出席し必要に応じて意見を述べ、公正・客観的な立場から厳正な取締役の職務執行を監査しております。
内部業務監査においては、内部監査室の専任者は、1名でありますが、必要に応じて管理本部数名を動員し、全部署・事業所の内部監査及び調査を計画的に実施しております。
なお、監査役は必要に応じて内部監査に同行し、内部監査状況を監視できる実効性の高い体制としております。会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに必要に応じ、監査役会は同監査法人と意見交換を行っております。また、税務については、税理士法人平川会計パートナーズと、顧問契約を締結しており、指導を受ける等、外部専門家の目を通して経営の透明性及び法令遵守につとめております。以上が現状の体制であります。
従って、当社は社外監査役による独立・公正な立場で、客観的に取締役の職務の執行に 対する有効性及び中立性を確保したガバナンス体制を

整えているとの判断から、現状のガバナンス体制を維持することとしております。

所属監査法人	氏名	継続監査年数
有限責任監査法人トーマツ	指定有限責任社員 業務執行社員　林　敬子	6年
有限責任監査法人トーマツ	指定有限責任社員 業務執行社員　森竹　美江	1年

・監査役の機能強化に向けた取り組み状況
　当社における監査役監査は常勤監査役1名、社外監査役3名の構成としております。法定での監査役数に対し緊急の欠員を考慮し4名体制としております。

　常勤監査役は従業員から取締役を経て監査役に就任し、当社の事業及び経営に精通しておりその経験より監査役監査を行っています。また、社外監査役3名は各々、永年に渡り他社企業経営、学者等を歴任した経験から財務、会計分野を、会社経営者としての経験はありませんが、国内はもとより管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を、そして永年の会社経営者の経験と幅広い見識を各々の分野で知見を有し、監査役監査を行っております。
　なお、独立役員には「一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断基準」において該当しない全ての社外監査役を指定し株主保護の一端を担うことと致しました。

・独立役員
　当社は社外取締役及び社外監査役全てを独立役員に指定しています。「東京証券取引所の独立役員に関する独立性」を満たしているため、監査役会及び取締役会の了承を得て、独立役員に指定し同所へその旨、届けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
　当社は、社外監査役による監査を実施しており、客観的な立場から経営監視機能を果たしております。また、社外監査役は毎月1回開催される定
時取締役会及び監査役会に出席しており、経営の透明性、適法性等の監視機能体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は定期的実施はしておりませんが、積極的に機関投資家との面談を実施しております。（概ね4社／半年）。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社発行の社内報エアーテックニュースを定期的に発送しております。ホームページでは決算 短信及びその他の情報開示を行っておりますが、より一層充実した内容に努力してまいりま す。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
（2）取締役及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視･監督、監査役の監査の範疇で行われて来た所ではあるが、さらに善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、システムを通じて業務の適正を確保することとする。
（3）コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令･定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
（4）内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
（5）内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
（6）法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
（2）取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できる。
（3）情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理･維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
1 災害　　4 コンプライアンス
2 品質　　5 情報セキュリティ
3 環境　　6 輸出管理
（2）リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、事前に、会長･社長を含む役員会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規程により推進し管理する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項にその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査役の指揮命令に従わなければならない。

7．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）取締役及び使用人は、監査役会に対して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
（2）社内通報制度は、総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。
社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。
（3）報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査役会と会長、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用またはその他の当該の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き拒むことができない。
監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
前事業年度において、当社における業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。
（1）重要な会議の開催状況
当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。
当社の取締役会を19回開催したほか、当社グループの各責任者が出席する会議を1回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営　課題の対応について検討致しました。
（2）監査役の職務の執行について
常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略全体会議及び経営会議に出席し、取締　役の職務の執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。
（3）内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施致しました。
内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長ととなり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

さらに、反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志を以って対処してまいります。基本的には以下の方針を掲げ推進してまいります。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

⑴ 組織としての対応を行う。
⑵ 外部専門機関（警察、弁護士等）との連携を緊密に行う。
⑶ 取引を含めた一切の関係は遮断する。
⑷ 有事における民事と刑事の法的対応を取ることとする。
⑸ 裏取引や資金の提供を一切禁止とする。

2．反社会的勢力に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、代表取締役社長が委員長となり、委員は各役員及び部門長で構成する所存であり、企業倫理及び社内規則等の明文化と合わせ組織全体として、反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。

⑴ 代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え及び基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備及び従業員の安全確保並びに外部専門機関との連携を取る等の取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告致します。

⑵ 対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理･蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。

a．対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制基本方針」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。

b．反社会的勢力であるかどうかについては、常に、注意を払うと共に、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消致します。

c．反社会的勢力が取引先及び株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力を致します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料：模式図＜別添＞